

宗教学会機関誌『宗教法』への掲載に関する内規

制定 平成 21 年 11 月 6 日（理事会）

（目的）

- 1 この内規は、宗教学会（以下「本学会」という。）機関誌『宗教法』に掲載する諸稿について定める。

（掲載諸稿）

- 2 『宗教法』には、次の諸稿を掲載する。各稿の字数については、[] 内に示したとおりとする。
 - ① 本学会の春季および秋季学会（宗教学制研究会も含む。）で報告した内容（加筆・補正も含む。以下、「学会報告」という。）〔20,000 字を目安とし、上限は 40,000 字とする〕
 - ② 書評〔3,000 字を目安とする〕
 - ③ 新刊紹介〔1,000 字を目安とする〕
 - ④ 判例紹介（公法系、私法系）〔各 10,000 字を目安とする〕
 - ⑤ 文献目録〔適宜〕
 - ⑥ 本学会の活動〔適宜〕
 - ⑦ その他理事会が必要と認めたもの〔適宜〕

（謝礼）

- 3 2 に掲記する諸稿の執筆者には、次のとおりの謝礼を支払う。
 - ① 学会報告
会員（賛助会員も含む。以下同じ。）：謝礼なし
非会員：相当額
 - ② 書評
会員：謝礼なし
非会員：1 件につき 10,000 円
 - ③ 文献紹介：謝礼なし
 - ④ 判例紹介
1 件につき 10,000 円
 - ⑤ 文献目録
1 件につき 50,000 円

（外国語タイトル）

- 4 掲載諸稿の外国語タイトルは、各執筆者が付すこととし、編集に際してのチェックを希望する場合には、その旨を事務局に申し出ることとする。

（掲載稿の電子化）

- 5 『宗教法』に掲載した諸稿については、電子化して本学会のホームページ等に搭載することを原則とする。それを望まない執筆者は、出稿に際しその旨を事務局に申し出ることとする。